

住宅改修費用を補助します

事業利用者の9割以上の方が効果を実感！

横手市では、安全で快適な住宅の普及を促進するため、
一定の要件を満たす住宅の改修等を行う方に工事費用の一部を補助します。

ご注意：既に始めている工事や終わった工事は、補助の対象になりません。

工事を始める前に補助申請を行い、決定通知書を受取ってからの改修工事等を対象にします。

補助対象者

次のいずれかを満たす方

- ① 横手市民で本人・配偶者・親・子のいずれかの方が市内に住宅を所有し居住している方で、本人及び同一世帯員に市税等の滞納が無いこと
- ② 横手市外に居住しているが横手市内に住宅を所有し、改修後に転入される方

対象住宅

横手市内にある、次のいずれかを満たす住宅(ただし、空き家・賃貸住宅・別荘等を除く)

- ① 一戸建て住宅(同一敷地内の別棟、住宅用車庫及び物置を含む)
- ② 併用住宅(住宅部分の延べ面積が、建物全体の1/2以上あること)
- ③ マンション等の共同住宅(対象者の専有部分のみ)

対象工事

次の①～④の工事に要する費用の合計(消費税含)が10万円以上であるもの

- ① 雪対策 … 屋根を無落雪や落雪型に変更する工事、屋根融雪設備の設置工事、玄関前等の消・融雪工事、風除室の設置工事など
- ② バリアフリー化 … 段差の解消、手すりの取付工事など
- ③ 省エネ・断熱化 … 節水型大便器・二重サッシへ交換する工事、断熱材を充填する工事など
- ④ 防災・減災対策 … 耐震シェルターの設置工事、道路等に面したブロック塀等の撤去工事

ただし、次の工事は除く

- (ア) 公共工事の施工に伴い補償費の対象となる工事
- (イ) 市の他補助事業の対象となる工事
- (ウ) 門、塀など、いわゆる外構工事(対象工事を除く)
- (エ) その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事



工事業業者

次のいずれかの者と工事請負契約を締結したもの

- ① 市内に事業所を有し、市税等の滞納がない法人等の事業者
- ② 市内に事業所を有し、市税等の滞納がない個人の事業者

補助金の額

補助対象工事費合計の **10%** (千円未満切捨て)
(諸経費を除く)

上限 **20万円**

※資料作成を市内の事業者へ委託した場合は、対象工事費に応じて別途補助

【対象工事費ごとの補助額の例】

対象工事費の合計	工事補助額	資料作成費
10万円	10,000円	5,000円
50万円	50,000円	5,000円
100万円	100,000円	10,000円
150万円	150,000円	15,000円
200万円	200,000円	20,000円

補助事業の期間

令和2年5月7日 から 令和3年2月26日 まで (完了実績報告書の提出厳守)

※ 予算状況により、期間内でも申請受付を終了することがあります。

【問い合わせ先】

横手市 建設部 建築住宅課

〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号(秋田県平鹿地域振興局庁舎2階)

TEL 0182(35)2224 / FAX 0182(32)4029

※ 申請用紙などは、横手市ホームページ(<http://www.city.yokote.lg.jp>)からもダウンロードできます。

◆ 住宅の改修をお考えの方は、対象になる工事について事前に建築住宅課へご相談いただき、下記書類をご準備の上、申請を行ってください。

◆ 完了実績報告書は工事完了後30日以内、または令和3年2月26日までに提出してください。

補助事業のながれ

事前相談 → 補助金申請 → 決定通知 → 工事着手 → 完了実績報告 → 現地確認 → 補助金交付

補助金交付申請に必要なもの

- (1) 補助金交付申請書【様式第1号】（施工業者が3社を超える場合は【様式第1号別紙】）
- (2) 工事概要書【様式第2号】
- (3) 申請者及び請負者の同意書【指定様式】、又は納税証明書及び固定資産税明細書兼名寄帳
- (4) 工事及び資料作成の工事請負契約書又は請書の写し（令和2年4月1日以降の契約であること）
- (5) 工事及び資料作成費の内訳明細書（見積書）の写し
- (6) 補助金交付申請に係る見積書【様式第1号添付 指定様式】
- (7) 対象住宅の正面全景写真 及び 補助対象工事の施工箇所 着手前写真
- (8) 位置図、補助対象工事の施工箇所・仕様を示した各階 平面図等及び製品のカタログの写し等
- (9) 補助金振込先口座（申請者と同一名義のもの）及び申請者の印鑑（インク浸透印（シャチハタ等）不可）
- (10) 上記の他に、市長が必要と認めるもの

補助金変更交付申請に必要なもの（工事内容等に変更がある場合）

- (1) 補助金変更交付申請書【様式第3号】
- (2) 工事概要書【様式第2号】
- (3) 工事及び資料作成の工事請負変更契約書又は変更請書の写し
- (4) 工事及び資料作成費の内訳明細書（見積書）の写し
- (5) 補助金交付申請に係る見積書【様式第1号添付 指定様式】
- (6) 補助対象工事の施工箇所 着手前写真
- (7) 補助対象工事の施工箇所・仕様を示した各階 平面図等及び製品のカタログの写し等
- (8) 申請者の印鑑（申請と同一の印鑑）

着手前
にご相談ください。

完了実績報告に必要なもの

- (1) 完了実績報告書【様式第6号】（施工業者が複数の場合のみ【様式第6号別紙 施工証明書】）
- (2) 工事概要書【様式第2号】
- (3) 工事及び資料作成に要した費用に係る領収書などの原本（確認後お返しします）
- (4) 工事施工箇所の完了後写真及び完了後、現地にて目視確認できない箇所については施工中の写真
- (5) 補助の対象工事の施工箇所に設置した製品出荷証明書（または納品書、仕様書等）
- (6) 請求書【様式第7号】（申請者名義の預金通帳を持参 または 金融機関名、口座番号、名義 部分 の写し添付）
- (7) 住民票（転入の場合のみ）
- (8) 申請者の印鑑（申請と同一の印鑑）
- (9) アンケート用紙（横手市作成のもの）

Q & A

Q1: 過去に、横手市の「住宅リフォーム補助金（平成 21～23 年度）」や「暴風被害補助金（平成 24 年度）」を利用しましたが、この事業も申請することは可能ですか？

A1: 事業が異なるため可能です。なお、本事業（平成 25 年～令和元年度）を利用したことがある場合は、原則、申請することができませんが、防災・減災対策のための改修工事を検討されている方は申請できる場合がありますので、事前にご相談ください。

Q2: 横手市の介護保険制度や三世同居リフォーム補助事業、木造住宅耐震改修補助金事業と併用できますか？

A2: 併用できません。対象工事の内容が重複しない場合は対象になる場合があります。

Q3: 秋田県のリフォーム推進事業補助と併用できますか？

A3: 併用できます。なお、補助対象工事が異なる場合があります。

Q4: 屋根及び外壁の張替え工事や塗り替え工事は対象になりますか？

A4: 対象になりません。ただし、対象工事に伴う復旧工事にあつては、対象になる場合があります。

◎対象工事一覧

1 雪対策のための改修工事は、次のいずれかの工事とする。

- (1) 屋根の雪を溶かすための電気、温水循環及び散水式の融雪設備の設置又は取替え工事。
この場合において、対象工事費総額の2分の1未満の玄関前等の消雪・融雪敷設工事がある場合は、当該工事を含むものとする。
- (2) 屋根を自然落雪型の勾配（4寸勾配以上）に改修する工事（ただし、現行の構造基準に適合する改修に限る。）
- (3) 屋根を無落雪型の屋根（1寸勾配以下）に改修する工事（ただし、現行の構造基準に適合する改修に限る。）
- (4) 屋根からの落雪を防止するために行う屋根改修工事並びに落雪防止装置、その他これらに類するものの設置又は取替工事
- (5) 屋根の雪下ろし作業の安全を確保するために行う固定式はしご、はしご脱落防止金具、安全帯取付設置、その他これらに類するものの設置又は取替工事
- (6) 風除室（床面積10㎡以下）の新設工事（雪囲いは除く。）
- (7) 屋根の軒折れを防止するために行う軒先の補強工事
- (8) 前各号の工事に係る部位の撤去又は復旧に係る費用

2 パリアフリー化改修工事は、次のいずれかの工事とする。

- (1) 通路又は出入口の幅を有効幅で80cm以上に拡張する工事
- (2) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- (3) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）
- (4) 水栓器具を容易に操作できるレバーハンドル等に交換する工事
- (5) 開き戸を引き戸又は折れ戸に交換する工事
- (6) 開き戸のドアノブを容易に開閉できるレバーハンドル等に交換する工事
- (7) ホームエレベータ又は階段昇降機を設置する工事
- (8) 台所、浴室、脱衣所及び便所を車いす対応とする工事
- (9) 浴室、脱衣所及び便所に対する断熱性向上などのヒートショック対策工事
- (10) 前各号の工事に係る部位の撤去又は復旧に係る費用

3 省エネルギー・断熱化改修工事は、次のいずれかの工事とする。

- (1) 開口部の改修工事であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）に基づく住宅性能表示基準の等級2を満たすよう行う、建具の交換、内窓設置及びガラス交換
- (2) 既存の屋根、天井、外壁又は床の断熱改修工事であって、断熱材の種類、厚さ等の仕様が住宅品質確保法に基づく住宅性能表示基準の等級2を満たすもの
- (3) 一定の洗浄性能等を有する節水型トイレ（JIS A 5207 に規定する「節水Ⅱ型（洗浄水量6.5リットル以下）大便器」の性能と同等以上のもの）の設置工事
- (4) 一定の保温性能等を有する高断熱浴槽（JIS A 5532 に規定する「高断熱浴槽」の性能と同等以上のもの）の設置工事
- (5) LED照明器具の設置工事
- (6) 前各号の工事に係る部位の撤去又は復旧に係る費用

4 防災・減災対策のための改修工事は、次のいずれかの工事とする。

- (1) 安全性が評価され、又は耐荷重が示された耐震シェルター（固定式シェルターベッドを含む。）の設置工事
- (2) 造成工事、建物解体工事等を伴わないものであって、倒壊の恐れがあり、又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定める基準を満たさない道路等に面するブロック塀等の撤去工事